

令和 8 年度愛媛地方最低賃金審議会第 1 回愛媛県最低賃金専門部会議事要旨

開催日時	令和 8 年 7 月 31 日（金）午後 2 時 15 分～午後 3 時 56 分			
場所	松山若草合同庁舎共用大会議室			
出席状況	公益代表委員	出席	3 名	定数 3 名
	労働者代表委員	出席	3 名	定数 3 名
	使用者代表委員	出席	3 名	定数 3 名
主要議題	1 部会長及び部会長代理の選任について 2 会議の公開について 3 資料説明 4 金額審議 5 その他			
議事要旨				
本会議は《公開・ 非公開 》 {但し、二者間の金額審議は非公開}				
1 部会長及び部会長代理の選任について 部会長に森本委員、部会長代理に井上委員が選任された。				
2 会議の公開について 公労使三者構成となる審議については原則として公開とし、公労・公使の二者間で行う金額審議や、三者構成となる審議であっても採決など部会長が必要と判断した場合は非公開とすることとなった。				
3 資料説明 事務局から、委員へ配布した資料の説明を行った。 令和 6 年度の最低賃金と生活保護水準との関係について、令和 6 年 10 月 13 日発効の愛媛県最低賃金時間額 956 円は、愛媛県の生活保護水準を下回っていないことについて、専門部会の報告書に盛り込むことを確認した。				
4 金額審議				
(1) 労働者側の主張 最低賃金近傍で働く労働者にとっては、最低賃金の改定が実質的な賃金改善の契機となっていることに加え、物価上昇が続いている現状において、積極的な最低賃金引き上げが必要である。 現在の愛媛県最低賃金は、連合リビングウェイジ 1,140 円を下回っており、最低生計費を十分に賄えていない。 また、愛媛県内のパートタイム労働者の求人票における募集賃金下限額の平均は 1,173.3 円で、愛媛県最低賃金を 140 円上回っており、現行の最低賃金が労働市場の実態に追いついていない。 地域間格差の是正及び人材確保・定着の観点からも最低賃金引き上げは急務である。 以上のことから、愛媛県内のパートタイム労働者の求人票における募集賃金下限額の平均と現行の地域別最低賃金との乖離を解消し、最低賃金を労働市場の実勢に見合った水準とするため、現行の愛媛県最低賃金額から 140 円引き上げた 1,173 円（引上げ率 13.55%）を提示する。 発効日については、最低賃金法では法定発効が原則であり、賃上げ効果を速やかに社会全体に波及させるため、早期発効が重要である。				
(2) 使用者側の主張 物価上昇に伴う生計費の上昇などを見れば、最低賃金を引き上げる必要性は理解できるが、他県との格差解消やバランス論に引っ張られすぎないように、法定の 3 要素について、客観的な統計データ等に基づき議論を行うべきで、引上げ率については、賃金改定状況調査結果の第 4 表のデータを主体に、中小企業の春闘結果も参考にしながら判断したい。				

中賃が示した目安金額 56 円(引上げ率：全国加重平均 4.9%、愛媛県 5.42%)について、引上げ率の根拠が不透明で、物価上昇の影響度等から見ると、全ての使用者に罰則付きで強制される最低賃金の引上げ率として適切か疑問が残る。

また、各種統計調査において、大多数の企業が賃上げに負担があるとしている現状から、過大な影響が発生しないように影響率にも注目すべきである。

以上のことから、令和 8 年度賃金改定状況調査結果の第 4 表で示された B ランク地域の賃金上昇率 3.4%に基づき、現行の愛媛県最低賃金から 35 円引き上げた 1,068 円(引上げ率 3.39%)を提示する。

(3) 審議結果

労使各側委員の提示額に隔たりがあることから、部会長は、各側委員に対して結審に向けて歩み寄りを促し、審議を終了した。

5 その他

事務局から、今後の審議日程について説明を行った。

以上